

2025年度 農地委員会審議結果

年月	市町	地区	農地法区分	恒久・一時	目的	面積(m ²)	農地区分	回答意見	意見ありの内容	現地調査実施の有無
2025.4	三田市	阪神	4条	恒久転用	駐車場・資材置場	4,353	その他2種	許可相当		あり
2025.4	姫路市	姫路	5条	恒久転用	土砂捨て	6,247	その他2種	許可相当		あり
2025.5	丹波市	丹波	4条	一時転用	農地改良	3,846	農振農用地	許可相当		なし
2025.5	川西市	阪神	5条	恒久転用	駐車場・資材置場	3,527	第3種	許可相当		なし
2025.5	たつの市	光都	5条	恒久転用	駐車場・資材置場	5,253	市街地近接2種	許可相当		あり
2025.5	丹波篠山市	丹波	5条	恒久転用	住宅用地	3,406	その他2種	許可相当		あり
2025.6	猪名川町	阪神	5条	恒久転用	商業等用地	6,000	第3種	許可相当		なし
2025.6	市川町	姫路	5条	恒久転用	太陽光設備	3,068	第3種	許可相当		なし
2025.7	姫路市	姫路	4条	一時転用	農地改良	3,135	農振農用地	許可相当（意見あり）	耕作すること	なし
2025.7	姫路市	姫路	5条	恒久転用	工場	35,955	第1種	許可相当（意見あり）	周辺農地との調和を遵守すること	あり
2025.7	三田市	阪神	5条	一時転用	駐車場・資材置場	6,467	農振農用地	許可相当		なし

(注)農地法区分について

農地法第4条＝農地所有者が自ら農地以外に転用(自己転用)

農地法第5条＝農地転用と合わせて権利移動(売買・賃借等)

農地法第18条＝農地賃貸借契約解除等の許可

農地法第41条＝利用権設定の知事裁定